

雇用機会拡充支援事業補助金の申請にかかる補足資料

様式第2号事業計画書において、「2. 雇用機会拡充事業に係る事業概要」の「該当する選定基準」を「イ 離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業であること」を選択して申請する場合について、以下の設問に対し説明をお願いいたします。

設問① 選定基準イ「離島地域であることによって生じている島内の生活や産業にとって必要不可欠な商品又はサービスの提供を受けることに関する条件不利性を改善する事業であること」に該当する理由をご説明ください。

設問② 採択できない基準「主に島内の顧客を対象にして商品又はサービスを提供する事業であって、島内の同業他社との差別化を図ることが難しい商品又はサービスに係る事業であって、その者のみを支援すると同業他社との競争関係を歪めないもの」に該当しない理由をご説明ください。

※本資料は審査選定の参考資料となりますので、予め承知おきください。